



宮 監 第 49 号
令 和 3 年 3 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文 様

宮津市監査委員 中 村 明 昌

宮津市監査委員 星 野 和 彦

令和 2 年度定期監査結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり監査結果に関する報告書を提出します。

令和 2 年度

定期監査結果報告書

宮津市監査委員

令和2年度定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査

2 監査の期間

令和3年1月5日から令和3年3月25日まで

3 監査の方法等

令和2年4月1日から同年10月31日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びに市の事務について、全部・局を対象に関係書類の提出を求め、書面による審査を行うとともに、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

また、前年度の指摘事項が改善されているかを重点的に監査を実施した。

4 監査における重点事項

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 契約事務は適正に行われているか。
- (3) 補助金等交付事務は適正に行われているか。
- (4) 滞納整理事務は適正に行われているか。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市の事務執行については、関係法令等に準拠し、おおむね適正に行われていると認められた。

引き続き、事務・事業の執行に当たっては、法令、規則等に基づき適正な執行、管理に努めるとともに、宮津市の財政状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が求められていることに鑑み、事業の目的、意義、さらには経済性、有効性といった視点を十分に踏まえながら市民に信頼される適正な財務事務の執行に引き続き努められることを期待する。

■令和2年度定期監査結果の概要

全般的事項

1 業務執行体制について

機構及び部局別職員数の状況は、次のとおりとなっている。

◇部局別職員数の状況

部 局 等		定 数	職 員 数 令和2年4月1日	職 員 数 平成31年4月1日
市 長 事 務 部 局	総 務 部	180 人	18 人	17 人
	企画財政部		24 人	23 人
	市 民 部		27 人	28 人
	健康福祉部		46 人	49 人
	産業経済部		24 人	24 人
	建 設 部		20 人	25 人
	会 計 課		4 人	4 人
小 計		180 人	163 人	170 人
議 会		5 人	4 人	4 人
教育委員会		48 人	35 人	35 人
選挙管理委員会		1 人	0 人	0 人
公平委員会		1 人	0 人	0 人
監 査 委 員		2 人	1 人	1 人
農業委員会		3 人	2 人	2 人
公 営 企 業		20 人	13 人	11 人
合 計		260 人	218 人	223 人

職員定数は、市長事務部局が前年までの185人から180人と5人の減員、公営企業が前年までの15人から20人と5人の増員となっている。

職員数は、前年の223人から218人と5人の減員となっている。平成17年の300人から比較すると82人の減員となっている。

2 予算の執行について

予算の執行、収入、支出事務については、全般的にはおおむね適正に行われていると認められた。

なお、令和元年度決算における健全化判断比率は、基準内にあるものの特に将来負担比率は大きく上昇（悪化）しており、府内市町村の中でも突出した高い比率となっていることから、より一層の財政健全化を推進されたい。

3 事務・事業の概況について

監査対象とした事務事業のうち、令和2年4月1日から同年10月31日までに執行された業務委託、工事・修繕、補助金・交付金、貸付金及び土地・建物の貸付の状況は、次のとおりである。

部局別事務事業の状況

部 局 等	事務事業の件数				合 計	前年度	事務事業の 件数	
	業務委託	工事・修繕	補助金・ 交付金	貸付金			① 土地・建 物の貸付	
市長 事務 部局	総 務 部	41	3	16		60	63	0
	企画財政部	38	2	18	1	59	50	5
	市 民 部	46	6	10		62	70	1
	健康福祉部	74	1	12		87	93	28
	産業経済部	32	16	33		81	113	2
	建 設 部	111	44	1		156	168	4
	会 計 課							
小 計	342	72	90	1	505	557	40	
議 会	2		1		3	2		
教育委員会	49	2	14		65	68	45	
選挙管理委員会								
公平委員会								
監 査 委 員								
農業委員会	1				1	2		
合 計	394	74	105	1	574	629	85	

※ 市民部における環境美化事業補助金、資源ごみ回収活動報奨金については、一括してそれぞれ1件とした。

※ 土地・建物の貸付は、監査対象事務事業として今年度から新たに追加した。

事務事業の件数を前年度同時期と比較すると、合計で55件減少している。内訳は、業務委託が30件、貸付金が1件増加し、工事・修繕が78件、補助金・交付金が8件減少している。

4 契約事務について

(1) 契約状況

①業務委託について

○監査対象とした業務委託394件の契約方法は、指名競争入札22件(5.6%)、随意契約372件(94.4%)となっており、その大部分が随意契約で執行されている。

業務委託の契約方法

区 分	業 務 委 託		前年度の業務委託	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数(件)	構成比 (%)
条件付一般競争入札	—	—	—	—
指名競争入札	22	5.6	18	4.9
随意契約	372	94.4	346	95.1
計	394	100.0	364	100.0

○契約金額別の件数は、次のとおりである。

業務委託の契約金額別件数

契 約 金 額 の 区 分	業 務 委 託		前年度の業務委託	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
10万円以下	72	18.3	50	13.7
10万円超 50万円以下	137	34.8	130	35.7
50万円超 100万円以下	43	10.9	51	14.0
100万円超 500万円以下	96	24.4	91	25.0
500万円超 1,000万円以下	28	7.1	24	6.6
1,000万円超	18	4.5	18	5.0
計	394	100.0	364	100.0

(長期継続契約及び単価契約は、本年度年間委託料の額で区分した。)

○指名競争入札による22件の入札者数は次のとおりであった。

○随意契約によるもの372件の地方自治法施行令第167条の2第1項各号に基づき随意契約できる根拠規定の区分毎の見積者数は、次のとおりであった。

業務委託の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積者数別の件数

契 約 区 分		契 約 件 数	入 札 ・ 見 積 者 数			前年度 契 約 件 数	
			省 略	1 者	2 者		3 者 以 上
条件付一般競争入札							
指名競争入札		22		4	18	18	
随 意 契 約	(167条の2第1項各号の要旨)						
	第1号 予定価格が範囲内	183	8	138	17	20	162
	第2号 その性質目的が競争入札に適さない	169	18	144	1	6	167
	第3号 福祉団体等との契約	6		6			12
	第4号 新商品の開拓を図る者との契約						
	第5号 緊急の必要により	2		2			18
	第6号 競争入札に付することが不利	1		1			1
	第7号 時価に比して著しく有利な価格						
	第8号 競争入札に付し入札者がいない	11		11			4
第9号 落札者が契約しないとき							
小 計		372	26	302	18	26	346
計		394	26	302	22	44	364

① 工事・修繕について

○工事等に係るもの 74 件の契約方法は、指名競争入札を行ったもの 29 件 (39.2%)、随意契約によるもの 45 件 (60.8%) となっている。なお、一般競争入札の実施はなかった。

工事・修繕の契約方法

区 分	工 事 等		前年度の工事等	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
条件付一般競争入札	—	—	—	—
指名競争入札	29	39.2	57	37.5
随 意 契 約	45	60.8	95	62.5
計	74	100.0	152	100.0

○契約金額別の件数は、次のとおりである。

工事・修繕の契約金額別件数

契 約 金 額 の 区 分	工 事 ・ 修 繕		前年度の工事・修繕	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
50 万円以下	24	32.4	34	22.3
50 万円超 130 万円以下	16	21.6	27	17.8
130 万円超 300 万円以下	11	14.9	31	20.4
300 万円超 1,000 万円以下	10	13.5	29	19.1
1,000 万円超 5,000 万円以下	10	13.5	27	17.8
5,000 万円超 1 億 5,000 万円以下	3	4.1	4	2.6
1 億 5,000 万円超				
計	74	100.0	152	100.0

○指名競争入札による 29 件の入札者数は、次のとおりであった。

○随意契約による 45 件について地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に基づき随意契約できる根拠規定の区分毎の見積者数は、次のとおりであった。

工事・修繕の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積者数別の件数

契 約 区 分	契 約 件 数	入 札 ・ 見 積 者 数			前年度契約件数
		省略	1 者	2 者	
条件付一般競争入札					
指名競争入札	29			29	57
随 意 契 約 (167 条の 2 第 1 項各号の要旨)	第 1 号 予定価格が範囲内	32	21	11	51
	第 2 号 その性質目的が競争入札に適さない	10	10		18
	第 3 号 福祉団体等との契約				
	第 4 号 新商品の開拓を図る者との契約				
	第 5 号 緊急の必要により	3	3		8
	第 6 号 競争入札に付することが不利				8
	第 7 号 時価に比して著しく有利な価格				
	第 8 号 競争入札に付し入札者がいない				10
	第 9 号 落札者が契約しないとき				
	小 計	45	34	11	95
計	74	34	40	152	

(2) 文書、契約事務について

① 文書事務について

文書事務については、これまで庶務担当係長会議が開催され、その都度原議書等の様式やその記載例が示されるなど適正な処理について徹底が図られてきたところである。

しかしながら、契約関係書類等を審査する中で、周知された記載どおりとなっていないものや根拠法令が理解されていないと思われる記載が見受けられるとともに、誤字、脱字等の単純なミスも見受けられた。

原議書等への押印については、これまで繰り返し厳しく指導してきたことから、不鮮明な押印の数はかなり少なくなり、改善の兆し見受けられた。

文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、庶務担当係長会議の周知事項の徹底を図るとともに、決裁過程で誤りが是正されるよう内部牽制を強化し、引き続き適正な事務処理が行われることを強く望むものである。

② ペーパーレス化について

グループウェアの活用によりペーパーレス化の取り組みが以前から進められているが、不要な文書の作成や添付、また片面印刷などが見受けられるので、文書の精査と両面印刷等の取り組みにより、ペーパーレス化を更に推進されることを要望する。

③ 契約状況について

契約件数は前年度と比較して、業務委託は 30 件増加、工事・修繕は 78 件減少している。

業務委託に係る契約方法は、指名競争入札が 22 件 (5.6%)、随意契約が 372 件 (94.4%) となっており、大部分が随意契約で執行されている。工事・修繕については、指名競争入札が 29 件 (39.2%)、随意契約が 45 件 (60.8%) となっており、前年度と比較すると指名競争入札の比率が 1.7 ポイント高くなったものの依然として随意契約の割合が高くなっている。

また、随意契約のうち、業務委託の 302 件 (81.2%)、工事・修繕の 34 件 (75.6%) が 1 者見積りで行われている。

業務委託において、予定価格が範囲内、競争入札に付し入札者がいない等の理由による 1 者随意契約見積りによる契約件数が増えており、中でも予定価格が範囲内の 1 者随意契約が対前年度比 40 件 (41.2%) 増と目立って増えている。随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法である。その中でも 1

者随意契約を採用する場合には「本当にその業者でしか受注できないのか」等、法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保について十分認識した上で運用されるよう要望する。

④ 契約書について

業務委託契約書において、契約書第5条第1項の業務完了報告書に添付する書類が同じ「業務完了報告書」と誤った記載となっているケースが見受けられた。

契約事務については、庶務担当係長会議において全庁的な指導がなされているところであるが、今後もより一層、適正に契約事務処理が執行されるよう、職員への周知を徹底されることを強く望むものである。

5 補助金・交付金について

監査対象とした補助金・交付金は105件で、前年度から8件減少している。監査を行った交付事務については、おおむね適正に行われていると認められ、各種団体の自主的な社会活動の実現に役立つものとなっている。

そうした中、通年の運営支援補助金であるにもかかわらず、交付申請が年度当初に提出されていないケースが見受けられた。申請者から早期に交付申請書が提出されるよう適切な指導を求めるものである。

今後においても、各種団体への補助金の交付に当たっては、公益上の補助の必要性や有効性などについて精査するとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、適正な事務処理に努められたい。

6 滞納整理について

市税をはじめとする各種収納金の収納対策については、行政改革の中でも重要な柱として、地方税機構による法的処分のほか、給水停止の実施や文書催告等により収納率向上に努められているところである。

しかしながら、職員体制や日常業務の優先性などから収納業務への適正な対応が困難となっている状況も見受けられた。

そうした中ではあるが、負担の公平性と財政健全化の推進の観点から、督促状等文書での催告だけでなく、電話や個別訪問など双方向でのやり取りや顔の見える関係での収納対策に積極的かつ粘り強く取り組まれるとともに、先進地の事例等も調査研究しながら、専門的知識を有した収納に特化した新たな組織体制の確立を検討するなど徴収強化に向けた対策を強く望むものである。